

令和2年12月2日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年(ワ)第2068号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 令和元年10年7日

判 決

5

[Redacted]

亡 [Redacted] 訴訟承継人

原 告

[Redacted]

[Redacted]

亡 [Redacted] 訴訟承継人

10

原 告

[Redacted]

同法定代理人親権者 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

亡 [Redacted] 訴訟承継人

原 告

[Redacted]

同法定代理人親権者 [Redacted]

[Redacted]

15

上記3名訴訟代理人弁護士 水 野 真 紀

東京都新宿区新宿6丁目27番30号

被 告

C F J 合 同 会 社

同代表者代表社員

CFJホールディングス株式会社

同代表社員職務執行者

浅 野 俊 昭

同訴訟代理人支配人

山 本 俊 和

20

主 文

1 被告は、原告 [Redacted] に対し、165万1686円及び内金108万6056円に対する平成31年4月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

25

2 被告は、原告 [Redacted] に対し、82万5843円及び内金54万3028円

に対する平成31年4月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告は、原告[REDACTED]に対し、82万5843円及び内金54万3028円に対する平成31年4月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 訴訟費用は被告の負担とする。

5 この判決は、仮に執行することができる。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求

主文同旨

#### 第2 事案の概要

本件は、亡[REDACTED]（以下「亡[REDACTED]」という。）訴訟承継人である原告らが、貸金業を営んでいた被告に対し、[REDACTED]と被告との間の継続的金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）の弁済金について、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の制限を超えて利息として支払った部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当して計算すると、過払金が発生しているなどと主張して、不当利得に基づく利得金返還として、①原告[REDACTED]につき過払金108万6056円及び確定利息金56万5630円の合計165万1686円（附帯請求として過払金108万6056円に対する最終取引日の翌日である平成31年4月30日から支払済みまで民法〔平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。〕所定の年5分の割合による利息金）の支払、②原告[REDACTED]につき過払金54万3028円及び確定利息金28万2815円の合計82万5843円（附帯請求として過払金54万3028円に対する最終取引日の翌日である平成31年4月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息金）の支払、③原告[REDACTED]につき過払金54万3028円及び確定利息金28万

2815円の合計82万5843円（附帯請求として過払金54万3028円に対する最終取引日の翌日である平成31年4月30日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息金）の支払を求めた事案である。

1 前提事実（証拠等を掲記した事実以外は当事者間に争いがない。）

5 (1) 被告

被告は、平成20年11月18日、CFJ株式会社の組織変更によって成立した会社である。CFJ株式会社は、平成15年1月1日、ディックファイナンス株式会社が商号変更した会社であった。

(2) 本件取引

10 亡■■■■は、平成11年5月20日から平成31年4月29日までの間、被告との間で、別紙利息制限法に基づく法定金利計算書（以下「別紙計算書」という。）記載のとおり、本件取引を行い、借入れ及び弁済を繰り返した。

(甲1)

(3) 本件訴訟の提起及び亡忠夫の相続関係

15 亡■■■■は、令和元年9月13日、本件訴訟を提起した。その後、亡■■■■は令和元年12月29日死亡し、妻である原告■■■■が2分の1の割合で、子である原告■■■■及び原告■■■■が各4分の1の割合で相続し、本件訴訟を承継した。（当裁判所に顕著）

2 争点

20 (1) 本件取引が1個の連続した貸付取引であって過払金充当合意が存在するか否か（争点1）

(2) 被告が悪意の受益者であるか否か（争点2）

(3) 消滅時効の成否（争点3）

(4) 亡■■■■が期限の利益を喪失したか否か（争点4）

25 3 争点に関する当事者の主張

(1) 本件取引が1個の連続した貸付取引であって過払金充当合意が存在するか

否か（争点1）

（原告らの主張）

本件取引は、1個の連続した貸付取引であって過払金充当合意が存在するから、制限超過部分を元本に充当して計算すると、別紙計算書記載のとおり、過払金217万2112円及び確定利息113万1260円が発生している。

（被告の主張）

ア 本件取引は、単一の基本契約に基づく一連の取引ではなく、①平成11年5月20日から平成12年4月19日の弁済までの取引（以下「第1取引」という。）と、②同日の貸付け以降の取引（以下「第2取引」という。）に分断されるから、両取引は別個の取引として引き直し計算がされるべきである。

イ 第1取引の基本契約（乙28の1、2）と第2取引の基本契約（乙1、34の1、2）を比較すると、契約条件について、次のとおり、融資極度額、返済方式、返済金額等の点で異なっている。

融資極度額 第1取引につき50万円

第2取引につき100万円

返済方式 第1取引につき定額リボルビング方式

第2取引につき元利定額残高スライドリボルビング

返済金額 第1取引につき借入金額（直前の借入残高と追加借入金額の合計）に約定返済率3.671%を乗じた金額（100円未満切上げ）

第2取引につき約定返済日の10日前の融資残高が7万5000円以下の場合3000円以上、更に融資残高が2万5000円増す範囲ごとに1000円を追加し返済

契約番号 第1取引につき181 A02038 01

第2取引につき0181-2102038-01

ウ 被告は、第2取引開始時に、亡■■■■からの借入申込みを受けて、運転免許証で本人確認を行い（乙33）、住所、氏名、所得、他社の債務額を記載させた借入申込書（乙34の1、2）を差し入れさせ、本人確認及び在宅確認を実施するなどして、与信審査を行った。被告は、後日、亡■■■■が所得証明書として給与明細書を差し出すことを条件に貸出可能と判断し、新たな基本契約書（乙1）を締結し、70万円の貸付けを行った。その際に、第1取引の約定残債務を完済させるとともに、基本契約書を亡■■■■に返却したため（乙28の1の右下部分参照）、第1取引は終了した。亡■■■■は、翌20日、所得証明書として給与明細書を被告に差し出した（乙35）。

#### （原告らの反論）

ア 過払金が発生することとなった弁済がされた時点において貸主と借主の間に他に債務が存在せず、その後改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には、過払金充当合意が存在するものと解するのが相当である。

イ 第1取引は、平成11年5月20日から平成12年4月19日まで約1

年間反復継続され、第1取引を終えると同時に第2取引が開始されたため、両取引に空白期間は存在しない。第2取引の際にも、第1取引で作成したカード及び口座は、そのまま継続して使用され、両取引の契約番号も主要部分が同一である。第1取引と第2取引は、いずれもリボルビング取引であって、約定利率及び遅延損害金利率も同一であり、ほぼ同じような契約形態、同じような性質の契約である。被告作成の取引明細書（甲1）によれば、被告も本件取引を1個の取引として扱っていた。

ウ 被告は、第2取引開始時に与信審査を行ったと主張する。しかし、被告は、亡■が所得証明として給与明細書を提出する前に第2取引の貸付けを実行したのであるから、当該審査が極度額を増額するための形式的なものにすぎなかった。

## (2) 被告が悪意の受益者であるか否か（争点2）

### （原告らの主張）

利息制限法所定の制限利率を超えた利息の受領について、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。同改正前の法律名は貸金業の規制等に関する法律。以下同じ。）43条1項の適用が認められない場合には、貸金業者は、同項の適用があると認識し、かつ、当該認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認められない限り、悪意の受益者と推定される。被告は、悪意の受益者である。

### （被告の主張）

被告は、監督官庁による検査を受ける都度、貸金業法43条1項の適用要件を充足しない17条書面及び18条書面を作成・交付している旨の指導・監督を受けることなく、検査に合格していた（乙44）。被告は、本件取引においても、同法には違反せず、同法17条・18条の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情があるから、悪意の受益者ではない。

### (3) 消滅時効の成否（争点3）

（被告の主張）

#### ア 消滅時効の進行

被告は、亡■■■■■に対し、平成16年5月6日、信用情報（乙36）に事故情報があることを理由に契約切替えを断り、同月20日、事故情報を理由にC/L（融資限度額）をゼロとして貸付禁止措置を取った。その後、被告は、平成20年6月6日、融資事業を撤退する旨発表し（乙40）、同年12月1日、亡■■■■■に対し、店舗閉鎖を案内し（乙27）、平成21年6月27日には、全ての顧客に対し、貸付業務廃業に伴う融資終了措置を取った（乙62～65）。

本件取引は、その取引の途中に、貸付禁止措置が取られるなど、新たな借入金債務の発生が一切見込めない取引となり、過払金返還請求権の行使について、過払金充当合意が失効して法律上の障害がなくなった。既に発生していた過払金返還請求権については当該時点から、それ以降の弁済により発生した過払金返還請求権については発生する都度、その消滅時効が進行する。

#### イ 商事消滅時効

過払金充当合意を含む貸付取引は、消費貸借の合意に加え、過払金の保管及び処理に関する委任の合意並びに取引終了時の債権債務関係の清算に関する商法の交互計算（商法529条）の合意を含む私法上の無名契約に基づく取引である。そして、商人である被告との契約である以上、過払金返還請求権は、不当利得ではなく、商行為によって生じた債権として、5年の商事消滅時効が適用される。本件訴訟提起日から5年以上前に発生した過払金返還請求権については、消滅時効が完成している。

また、本件取引の過払金返還請求権は、不当利得であっても、5年の商事消滅時効が適用される事案であり、本件訴訟提起日から5年以上前に発

生じた過払金返還請求権については、消滅時効が完成している。

ウ 10年の消滅時効

本件訴訟提起日から10年以上前に発生した過払金返還請求権については、消滅時効が完成している。

エ 第1取引で発生した過払金の消滅時効

前記(1) (被告の主張) のとおり、第1取引と第2取引は別個の取引であるから、第1取引で発生した過払金返還請求権は、消滅時効が完成している。

オ 時効の援用

被告は、令和元年11月11日の本件口頭弁論期日において、亡忠夫に対し、上記イ～エの消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(原告らの主張)

ア 消滅時効の進行について

基本契約に基づく継続的金銭消費貸借取引において、特段の事情により過払金充当合意を否定するには、貸主・借主間で過払金充当合意と異なる合意が存在することが必要である。また、特段の事情として、基本契約が存続しているにもかかわらず、基本契約の存在が亡■の過払金請求権の行使の妨げにならないと認めるに足る客観的な事情があったとは認められない。

本件過払金返還請求権の消滅時効は、本件取引が終了した時点である平成31年4月29日から進行する。

イ 第1取引で発生した過払金の消滅時効について

前記(1) (原告らの主張) のとおり、本件取引は1個の連続した貸付取引である。

ウ 亡■の催告

原告ら代理人は、令和元年6月29日、被告に対し、「過払金が発生し

ている場合は、本書面をもって、発生しているすべての過払金を請求します。」と記載した受任通知（甲5）を発送し、遅くとも同年7月4日には被告に到達している（甲6）。そこで、仮に、被告の貸付禁止措置により過払金返還請求権の時効が進行すると判断される場合であっても、被告は、原告らに対し、平成21年7月4日以降に発生した過払金を返還する義務を負う。

(4) 亡■が期限の利益を喪失したか否か（争点4）

(被告の主張)

第2取引の基本契約書（乙1）によると、約定返済日は毎月5日であり、約定返済額は「約定返済日の10日前の融資残高が7万5000円以下の場合3000円以上、更に融資残高が2万5000円増す範囲ごとに1000円を追加し返済するものとします。」との契約条件であった。亡忠夫は、平成14年11月1日3万6000円を返済しているが、融資残高は90万7012円であったため、同月5日の約定返済額は3万7000円であった。同日の返済では不足金が発生し遅滞となったので、同月6日以降は利息制限法所定の年26.28%の遅延損害金の支払義務がある。

(原告らの主張)

ア 本件取引を利息制限法に基づく法定金利により計算すれば、平成14年10月9日の1万円の借入れ後の融資残高は43万7101円であるから、同年11月5日の本来の返済額は3万6000円以下である（別紙計算書参照）。亡■は、同日の支払を遅滞していない。

イ 被告は、亡■が期限の利益を喪失したはずである平成14年11月6日から平成31年4月29日まで取引を継続しながら、亡■に対し、一括返済を求めず、遅延損害金を請求しなかったばかりか、新たな貸付けにも応じた。被告作成のご利用明細票（甲2）及び領収書（甲3）によっても、本件取引については遅延損害金を付されていない。仮に、亡■が平

成14年11月5日に期限の利益を喪失していたとしても、被告は、亡■  
■に対し、直ちに期限の利益を再度付与していた。

ウ 亡■は、被告の前記の対応により、期限の利益を喪失していないと誤  
信し、被告は、誤信を知らながら16年以上の間亡■が経過利息として  
5 支払った金員を受領し続けたのであるから、期限の利益を喪失していない  
と誤信させる行為をしていた。被告が上記の行為をしていなければ、亡■  
■は早期に本件取引を終了させて高金利の遅延損害金の発生を回避したは  
ずである。それにもかかわらず、被告は、上記の行為により亡■を欺き、  
本件取引を継続させたのである。被告の期限喪失の主張は信義則に反する。

### 10 第3 当裁判所の判断

1 本件取引が1個の連続した貸付取引であって過払金充当合意が存在するか否  
か(争点1)について

(1) 1個の連続した貸付取引においては、当事者は、1つの貸付けを行う際に、  
切替え及び借増しのための次の貸付けを行うことを想定しているのであり、  
15 複数の権利関係が発生するような事態が生ずることを望まないのが通常であ  
ることに照らしても、制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生し  
た場合には、その後に発生する新たな借入金債務に充当することを合意して  
いる(過払金充当合意)ものと解するのが相当である(最高裁平成18年  
(受)第1534号同19年7月19日第一小法廷判決・民集61巻5号2  
20 175頁参照)。

他方、同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返され  
ることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債  
務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至  
ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の  
25 間に他の債務が存在せず、その後、両者の間で改めて金銭消費貸借に係る  
基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合

には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意（過払金充当合意）が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である（最高裁平成18年（受）第1187号同19年2月13日第三小法廷判決・民集61巻1号182頁，最高裁平成18年（受）第1887号同19年6月7日第一小法廷判決・民集61巻4号1537頁参照）。そして、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には、上記合意が存在するものと解するのが相当である（最高裁平成18年（受）第2268号同20年1月18日第二小法廷判決・民集62巻1号28頁参照）。

(2) そこで検討するに、証拠（枝番号を含めて甲1，乙1，28，33～35）及び弁論の全趣旨によれば、亡■は、平成11年5月20日、被告との間で、被告町田支店を取扱支店として、第1取引について、①融資極度額50万円、②約定返済日毎月5日、③約定返済率3.671%、④借入利率実質年率36.5%、⑤遅延利率実質年率39.5%、⑥返済方式定額リボルビング、⑦初回借入れの場合は、借入金額に約定返済率を乗じた額（100円未満切上げ）を毎月の返済額とし、⑧2回目以降の借入れの場合は、直前の

借入残高と追加借入金額とを合計した額に約定返済率を乗じた額（100円未満切上げ）を毎月の返済額とすることなどを内容とする継続的金銭消費貸借契約（契約番号181 A02038 01）を締結し（第1取引の基本契約）、取引に使用するカード（カード番号2181-003885）を受領したこと、亡■は、平成12年4月19日、被告に対し、第1取引について、50万3294円を弁済し、被告の計算において借入残高をゼロとし、第1取引の基本契約を解約し、当該基本契約に係る契約書の返却を受けたこと、亡■は、同日、被告との間で、被告町田支店を取扱支店として、第2取引について、①融資極度額100万円、②約定返済日毎月5日、③借入利率年36.5%、④遅延利率年39.5%、⑤元利定額残高スライドリボルビング、約定返済日の10日前の融資残高が7万5000円以下の場合3000円以上、更に融資残高が2万5000円増す範囲ごとに1000円を追加し返済することなどを内容とする継続的金銭消費貸借契約（契約番号0181-2102038-01）を締結したこと（第2取引の基本契約）、その際に、被告は、亡■に対し、取引に使用するカードを改めて交付することなく、従前のカードを使用させることにしたこと、また、被告は、亡■に対し、運転免許証を提出させて本人確認を行うとともに、年収や他に利用中の消費者ローンを申告させた上で、70万円の貸付けをしたこと、亡■は、翌20日、被告に対し、給与支払明細書を提出したこと、被告は、本件取引について、亡■の会員番号0181-2102038の取引として、第1取引及び第2取引を通じて把握していたことが認められる。

(3) 以上のとおり、第1取引は、平成11年5月20日から平成12年4月19日までであるのに対し、第2取引は同日から行われていること、第1取引の基本契約と第2取引の基本契約では、融資極度額が増加されているものの、借入利率及び遅延利率は同じであって、返済方式がリボルビングである点で共通すること、被告は、第2取引の基本契約の締結に際し、第1取引の基本

契約に係る契約書を返却したものの、取引に使用するカードは従前のカードを使用させることにしたこと、被告は、第2取引の基本契約を締結し、70万円の貸付けの後に、亡■■■■から収入に係る資料の提出を受けており、亡忠夫の収入の審査は形式的なものであると解されること、被告は、本件取引について、亡■■■■の会員番号0181-2102038の取引として、第1取引及び第2取引を通じて把握していたことに照らすと、第1取引と第2取引は事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる。

そうすると、本件取引について、第1取引及び第2取引を通じて、過払金充当合意が存在すると認めるのが相当である。

2 被告が悪意の受益者であるか否か（争点2）について

(1) 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである（最高裁平成17年（受）第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集6.1巻5号1980頁参照）。

(2) これを本件についてみるに、被告が貸金業を営んでいたことは当事者間に争いがなく、別紙計算書記載の計算に照らすと、被告は、利息制限法所定の制限利率を超過する約定利率で貸付けを行い、制限超過部分を含む弁済金を受領したことが明らかである。しかるに、被告は、監督官庁の検査に合格したと主張するにとどまるから、被告の主張は採用することができない。

(3) そうすると、被告は悪意の受益者であるといわざるを得ない。

3 原告らの請求について

前記1及び2に基づいて、本件取引について、制限超過部分を元本に充当し

て計算すると、別紙計算書記載のとおり平成31年4月29日の時点で217万2112円の過払金が生じていることが認められる。また、発生した過払金に対する同日までの確定利息を計算すると、別紙計算書記載のとおり113万1260円であると認められる。

5       そして、原告らは、亡■の過払金返還請求権について、原告らの相続割合に応じて相続したから（前提事実(3)）、原告らの請求は理由がある。

#### 4 消滅時効の成否（争点3）について

10       (1) 被告は、亡■に対し、平成16年5月6日、信用情報（乙36）に事故情報があることを理由に契約切替えを断り、同月20日、事故情報を理由にC/L（融資限度額）をゼロとして貸付禁止措置を取り、その後、被告は、平成20年6月6日、融資事業を撤退する旨発表し（乙40）、同年12月1日、亡忠夫に対し、店舗閉鎖を案内し（乙27）、平成21年6月27日には、全ての顧客に対し、貸付業務廃業に伴う融資終了措置を取った（乙62～65）として、本件取引は、その取引の途中で、貸付禁止措置が取られるなど、新たな借入金債務の発生が一切見込めない取引となり、過払金返還請求権の行使について、過払金充当合意が失効して法律上の障害がなくなったから、既に発生していた過払金返還請求権については当該時点から、それ以降の弁済により発生した過払金返還請求権については発生する都度、その消滅時効が進行する旨主張する。

20       (2) そこで検討するに、過払金充当合意を含む継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である（最高裁平成20年（受）第468号同21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁参照）。

25       そして、証拠（甲1、乙27、36、40、65）及び弁論の全趣旨によ

れば、亡■は、平成16年5月6日、被告の勧誘に応じて、契約切替えのため、被告店舗に来店したものの、被告は、亡■の信用情報に延滞中である旨の情報があつたため、契約切替え及び追加融資を断つたこと、被告は、同月20日、社内手続において亡■の融資極度額をゼロとする措置を取り、その後、亡■に対し、追加融資をしなかつたこと、被告は、平成20年6月6日、事業の見直しの一環として、有人店舗及び無人店舗を閉鎖するとともに、消費者金融ブランドD I Cの新規融資を縮小することを公表したこと、被告は、同年12月1日、亡■に対し、店舗閉鎖を案内したこと、被告は、平成28年8月、貸金業登録の更新をしなかつたことが認められる。

(3) 以上に基ついて判断するに、本件取引について過払金充当合意が存在することは、前記1説示のとおりである。そして、第2取引の基本契約は、本件取引の最終日(平成31年4月29日)までの間に解約されたことはいかゞがわれないのであつて、本件において、過払金返還請求権の行使について過払金充当合意と異なる合意が存在するとは認められない。

また、被告は、平成16年5月20日、社内手続において亡■の融資極度額をゼロとする措置を取り、その後、亡■に対し、追加融資をしなかつたことは、前記(2)認定のとおりである。しかしながら、上記の措置をもつて、亡■に対して将来的にも貸付けをしないものであつたとは直ちに認められない。さらに、前記(2)認定の被告の業務縮小の事情に照らして検討しても、本件において、過払金充当合意を否定するに足る特段の事情があつたとは認められないし、その他これを認めるに足る証拠もない。

(4) そして、本件取引は、別紙計算書記載のとおり、平成11年5月20日から平成31年4月29日までであり、同日をもつて終了したと認めるのが相当である。そうすると、本件の過払金返還請求権については同日から消滅時効が進行するから、本件訴訟は消滅時効期間が経過する前に提起されたことが明らかである。

(5) したがって、被告の消滅時効の抗弁はいずれも理由がない。

5 亡■が期限の利益を喪失したか否か（争点4）について

被告は、第2取引について、亡■は、平成14年11月1日3万6000円を返済しているが、融資残高は90万7012円であったため、同月5日の約定返済額は3万7000円であったとして、同日の返済では不足金が発生し遅滞となった旨主張する。

しかしながら、前記3のとおり、本件取引について、制限超過部分を元本に充当して計算すると、別紙計算書記載のとおり、平成14年11月1日3万6000円の返済前の貸付残高は43万7101円であるから、上記の3万6000円の返済は利息制限法に引き直した返済額に不足しないことが明らかである。

したがって、被告の期限の利益喪失の抗弁は理由がない。

6 結論

よって、主文のとおり判決する。

15 東京地方裁判所立川支部民事第3部

裁判官

小川雅敏

小 川 雅 敏

(別紙)

## 利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者:

過払利率

5%

会員番号:

貸金業者: ティック(CFJ)

作成者:

水野 真紀

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H11.5.20	300,000		0.18				300,000		
2	H11.5.21		80,000	0.18	1	147	0	220,147	0	0
3	H11.6.3		15,000	0.18	13	1,411	0	206,558	0	0
4	H11.6.11	40,000		0.18	8	814	814	246,558	0	0
5	H11.6.21	20,000		0.18	10	1,215	2,029	266,558	0	0
6	H11.7.2		15,000	0.18	11	1,445	0	255,032	0	0
7	H11.7.29	19,000		0.18	27	3,395	3,395	274,032	0	0
8	H11.8.3		20,000	0.18	5	675	0	258,102	0	0
9	H11.8.19	15,000		0.18	16	2,036	2,036	273,102	0	0
10	H11.8.25	10,000		0.18	6	808	2,844	283,102	0	0
11	H11.9.2		20,000	0.18	8	1,116	0	267,062	0	0
12	H11.9.8	10,000		0.18	6	790	790	277,062	0	0
13	H11.9.29	8,000		0.18	21	2,869	3,659	285,062	0	0
14	H11.10.1		12,000	0.18	2	281	0	277,002	0	0
15	H11.10.6	4,000		0.18	5	683	683	281,002	0	0
16	H11.10.30		15,000	0.18	24	3,325	0	270,010	0	0
17	H11.11.17	6,000		0.18	18	2,396	2,396	276,010	0	0
18	H11.11.17	10,000		0.18	0	0	2,396	286,010	0	0
19	H11.11.19	10,000		0.18	2	282	2,678	296,010	0	0
20	H11.11.30	10,000		0.18	11	1,605	4,283	306,010	0	0
21	H11.12.1		15,000	0.18	1	150	0	295,443	0	0
22	H11.12.22	20,000		0.18	21	3,059	3,059	315,443	0	0
23	H11.12.24	30,000		0.18	2	311	3,370	345,443	0	0
24	H11.12.28	20,000		0.18	4	681	4,051	365,443	0	0
25	H11.12.30		20,000	0.18	2	360	0	349,854	0	0
26	H12.1.14	50,000		0.18	15	2,581	2,581	399,854	0	0
27	H12.1.31	15,000		0.18	17	3,343	5,924	414,854	0	0
28	H12.2.1	20,000		0.18	1	204	6,128	434,854	0	0
29	H12.2.2		17,000	0.18	1	213	0	424,195	0	0
30	H12.2.10	15,000		0.18	8	1,668	1,668	439,195	0	0
31	H12.2.16	15,000		0.18	6	1,295	2,963	454,195	0	0
32	H12.3.1		20,000	0.18	14	3,127	0	440,285	0	0
33	H12.3.17	10,000		0.18	16	3,464	3,464	450,285	0	0
34	H12.4.1		20,000	0.18	15	3,321	0	437,070	0	0
35	H12.4.19		503,924	0.18	18	3,869	0	-62,985	0	0
36	H12.4.19	700,000		0.18	0	0	0	637,015	0	0
37	H12.4.20		110,000	0.18	1	313	0	527,328	0	0
38	H12.4.29	100,000		0.18	9	2,334	2,334	627,328	0	0
39	H12.4.29		30,000	0.18	0	0	0	599,662	0	0
40	H12.5.8	10,000		0.18	9	2,654	2,654	609,662	0	0
41	H12.5.30		30,000	0.18	22	6,596	0	588,912	0	0
42	H12.5.30	22,000		0.18	0	0	0	610,912	0	0
43	H12.6.30		30,000	0.18	31	9,313	0	590,225	0	0
44	H12.6.30	9,000		0.18	0	0	0	599,225	0	0
45	H12.8.2		29,000	0.18	33	9,725	0	579,950	0	0
46	H12.9.1		30,000	0.18	30	8,556	0	558,506	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
47	H12.9.1	12,000		0.18	0	0	0	570,506	0	0
48	H12.10.3		28,000	0.18	32	8,978	0	551,484	0	0
49	H12.10.3	10,000		0.18	0	0	0	561,484	0	0
50	H12.11.1		30,000	0.18	29	8,008	0	539,492	0	0
51	H12.12.2		28,000	0.18	31	8,225	0	519,717	0	0
52	H12.12.30		27,000	0.18	28	7,156	0	499,873	0	0
53	H13.1.30		27,000	0.18	31	7,641	0	480,514	0	0
54	H13.2.1	40,000		0.18	2	473	473	520,514	0	0
55	H13.2.16	20,000		0.18	15	3,850	4,323	540,514	0	0
56	H13.3.1		30,000	0.18	13	3,465	0	518,302	0	0
57	H13.3.5	10,000		0.18	4	1,022	1,022	528,302	0	0
58	H13.3.5		20,000	0.18	0	0	0	509,324	0	0
59	H13.3.14	20,000		0.18	9	2,260	2,260	529,324	0	0
60	H13.3.17		30,000	0.18	3	783	0	502,367	0	0
61	H13.3.22	20,000		0.18	5	1,238	1,238	522,367	0	0
62	H13.3.30		30,000	0.18	8	2,060	0	495,665	0	0
63	H13.3.31	20,000		0.18	1	244	244	515,665	0	0
64	H13.4.11		60,000	0.18	11	2,797	0	458,706	0	0
65	H13.4.18	20,000		0.18	7	1,583	1,583	478,706	0	0
66	H13.4.23	20,000		0.18	5	1,180	2,763	498,706	0	0
67	H13.4.27	20,000		0.18	4	983	3,746	518,706	0	0
68	H13.5.1		30,000	0.18	4	1,023	0	493,475	0	0
69	H13.5.1	30,000		0.18	0	0	0	523,475	0	0
70	H13.6.1		30,000	0.18	31	8,002	0	501,477	0	0
71	H13.6.1	15,000		0.18	0	0	0	516,477	0	0
72	H13.6.21	20,000		0.18	20	5,094	5,094	536,477	0	0
73	H13.7.3		31,000	0.18	12	3,174	0	513,745	0	0
74	H13.7.3	20,000		0.18	0	0	0	533,745	0	0
75	H13.7.16	20,000		0.18	13	3,421	3,421	553,745	0	0
76	H13.8.1		36,000	0.18	16	4,369	0	525,535	0	0
77	H13.8.3	15,000		0.18	2	518	518	540,535	0	0
78	H13.9.1		33,000	0.18	29	7,730	0	515,783	0	0
79	H13.9.27	10,000		0.18	26	6,613	6,613	525,783	0	0
80	H13.10.2		40,000	0.18	5	1,296	0	493,692	0	0
81	H13.10.13	10,000		0.18	11	2,678	2,678	503,692	0	0
82	H13.10.16	10,000		0.18	3	745	3,423	513,692	0	0
83	H13.11.3		35,000	0.18	18	4,559	0	486,674	0	0
84	H13.11.20	12,000		0.18	17	4,080	4,080	498,674	0	0
85	H13.12.1		35,000	0.18	11	2,705	0	470,459	0	0
86	H13.12.30		34,000	0.18	29	6,728	0	443,187	0	0
87	H13.12.30	19,000		0.18	0	0	0	462,187	0	0
88	H14.1.8	10,000		0.18	9	2,051	2,051	472,187	0	0
89	H14.1.31		35,000	0.18	23	5,355	0	444,593	0	0
90	H14.2.9	10,000		0.18	9	1,973	1,973	454,593	0	0
91	H14.2.28		33,000	0.18	19	4,259	0	427,825	0	0
92	H14.3.5	10,000		0.18	5	1,054	1,054	437,825	0	0
93	H14.3.16	5,000		0.18	11	2,375	3,429	442,825	0	0
94	H14.4.1		35,000	0.18	16	3,494	0	414,748	0	0
95	H14.4.16	10,000		0.18	15	3,067	3,067	424,748	0	0
96	H14.4.22	50,000		0.18	6	1,256	4,323	474,748	0	0
97	H14.4.26	30,000		0.18	4	936	5,259	504,748	0	0
98	H14.5.1		40,000	0.18	5	1,244	0	471,251	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
99	H14.5.8	30,000		0.18	7	1,626	1,626	501,251	0	0
100	H14.5.10	20,000		0.18	2	494	2,120	521,251	0	0
101	H14.5.31		40,000	0.18	21	5,398	0	488,769	0	0
102	H14.6.10	20,000		0.18	10	2,410	2,410	508,769	0	0
103	H14.6.29		40,000	0.18	19	4,767	0	475,946	0	0
104	H14.7.2	10,000		0.18	3	704	704	485,946	0	0
105	H14.7.10	8,000		0.18	8	1,917	2,621	493,946	0	0
106	H14.7.31		40,000	0.18	21	5,115	0	461,682	0	0
107	H14.8.5	15,000		0.18	5	1,138	1,138	476,682	0	0
108	H14.9.1		37,000	0.18	27	6,347	0	447,167	0	0
109	H14.9.12	10,000		0.18	11	2,425	2,425	457,167	0	0
110	H14.10.2		37,000	0.18	20	4,509	0	427,101	0	0
111	H14.10.9	10,000		0.18	7	1,474	1,474	437,101	0	0
112	H14.11.1		36,000	0.18	23	4,957	0	407,532	0	0
113	H14.11.4	10,000		0.18	3	602	602	417,532	0	0
114	H14.11.21	8,000		0.18	17	3,500	4,102	425,532	0	0
115	H14.12.1		37,000	0.18	10	2,098	0	394,732	0	0
116	H14.12.1	11,000		0.18	0	0	0	405,732	0	0
117	H15.1.3		37,000	0.18	33	6,602	0	375,334	0	0
118	H15.1.29	10,000		0.18	26	4,812	4,812	385,334	0	0
119	H15.2.1		36,000	0.18	3	570	0	354,716	0	0
120	H15.2.1	5,000		0.18	0	0	0	359,716	0	0
121	H15.2.5	10,000		0.18	4	709	709	369,716	0	0
122	H15.3.2		37,000	0.18	25	4,558	0	337,983	0	0
123	H15.3.2	10,000		0.18	0	0	0	347,983	0	0
124	H15.3.5	8,000		0.18	3	514	514	355,983	0	0
125	H15.3.31		38,000	0.18	26	4,564	0	323,061	0	0
126	H15.4.30		36,000	0.18	30	4,779	0	291,840	0	0
127	H15.5.5	16,000		0.18	5	719	719	307,840	0	0
128	H15.5.7	10,000		0.18	2	303	1,022	317,840	0	0
129	H15.6.1		37,000	0.18	25	3,918	0	285,780	0	0
130	H15.6.7	13,000		0.18	6	845	845	298,780	0	0
131	H15.6.7	40,000		0.18	0	0	845	338,780	0	0
132	H15.6.15	20,000		0.18	8	1,336	2,181	358,780	0	0
133	H15.6.25	20,000		0.18	10	1,769	3,950	378,780	0	0
134	H15.6.30		40,000	0.18	5	933	0	343,663	0	0
135	H15.7.19	20,000		0.18	19	3,220	3,220	363,663	0	0
136	H15.7.30		40,000	0.18	11	1,972	0	328,855	0	0
137	H15.7.30	20,000		0.18	0	0	0	348,855	0	0
138	H15.9.1		40,000	0.18	33	5,677	0	314,532	0	0
139	H15.9.3	12,000		0.18	2	310	310	326,532	0	0
140	H15.9.3	20,000		0.18	0	0	0	306,842	0	0
141	H15.9.16	20,000		0.18	13	1,967	1,967	326,842	0	0
142	H15.9.17		30,000	0.18	1	161	0	298,970	0	0
143	H15.9.26	20,000		0.18	9	1,326	1,326	318,970	0	0
144	H15.9.30		40,000	0.18	4	629	0	280,925	0	0
145	H15.10.3	20,000		0.18	3	415	415	300,925	0	0
146	H15.10.4	10,000		0.18	1	148	563	310,925	0	0
147	H15.10.31		40,000	0.18	27	4,139	0	275,627	0	0
148	H15.11.5	16,000		0.18	5	679	679	291,627	0	0
149	H15.11.28		40,000	0.18	23	3,307	0	255,613	0	0
150	H15.11.28	15,000		0.18	0	0	0	270,613	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
151	H15.12.8		20,000	0.18	10	1,334	0	251,947	0	0
152	H15.12.17	14,000		0.18	9	1,118	1,118	265,947	0	0
153	H15.12.30		40,000	0.18	13	1,704	0	228,769	0	0
154	H16.1.2	20,000		0.18	3	337	337	248,769	0	0
155	H16.2.1		40,000	0.18	30	3,670	0	212,776	0	0
156	H16.2.21	10,000		0.18	20	2,092	2,092	222,776	0	0
157	H16.2.28		40,000	0.18	7	766	0	185,634	0	0
158	H16.3.9	20,000		0.18	10	912	912	205,634	0	0
159	H16.3.31		40,000	0.18	22	2,224	0	168,770	0	0
160	H16.4.7	20,000		0.18	7	581	581	188,770	0	0
161	H16.4.30		40,000	0.18	23	2,135	0	151,486	0	0
162	H16.5.6	15,000		0.18	6	447	447	166,486	0	0
163	H16.6.1		40,000	0.18	26	2,128	0	129,061	0	0
164	H16.6.30		40,000	0.18	29	1,840	0	90,901	0	0
165	H16.7.31		40,000	0.18	31	1,385	0	52,286	0	0
166	H16.8.31		40,000	0.18	31	797	0	13,083	0	0
167	H16.9.30		38,000	0.18	30	193	0	-24,724	0	0
168	H16.11.1		25,000	0.18	32	0	0	-49,724	-108	-108
169	H16.11.1		12,000	0.18	0	0	0	-61,724	0	-108
170	H16.12.1		38,000	0.18	30	0	0	-99,724	-252	-360
171	H17.1.3		36,000	0.18	33	0	0	-135,724	-449	-809
172	H17.1.30		36,000	0.18	27	0	0	-171,724	-501	-1,310
173	H17.2.28		35,000	0.18	29	0	0	-206,724	-682	-1,992
174	H17.3.31		34,000	0.18	31	0	0	-240,724	-877	-2,869
175	H17.4.30		34,000	0.18	30	0	0	-274,724	-989	-3,858
176	H17.5.30		33,000	0.18	30	0	0	-307,724	-1,129	-4,987
177	H17.6.29		34,000	0.18	30	0	0	-341,724	-1,264	-6,251
178	H17.7.30		33,000	0.18	31	0	0	-374,724	-1,451	-7,702
179	H17.8.31		32,000	0.18	32	0	0	-406,724	-1,642	-9,344
180	H17.9.30		31,000	0.18	30	0	0	-437,724	-1,671	-11,015
181	H17.11.2		32,000	0.18	33	0	0	-469,724	-1,978	-12,993
182	H17.11.30		30,000	0.18	28	0	0	-499,724	-1,801	-14,794
183	H18.1.3		30,000	0.18	34	0	0	-529,724	-2,327	-17,121
184	H18.1.31		29,000	0.18	28	0	0	-558,724	-2,031	-19,152
185	H18.2.28		29,000	0.18	28	0	0	-587,724	-2,143	-21,295
186	H18.3.31		28,000	0.18	31	0	0	-615,724	-2,495	-23,790
187	H18.4.30		28,000	0.18	30	0	0	-643,724	-2,530	-26,320
188	H18.5.31		27,000	0.18	31	0	0	-670,724	-2,733	-29,053
189	H18.6.30		27,000	0.18	30	0	0	-697,724	-2,756	-31,809
190	H18.7.31		26,000	0.18	31	0	0	-723,724	-2,962	-34,771
191	H18.8.30		26,000	0.18	30	0	0	-749,724	-2,974	-37,745
192	H18.9.30		25,000	0.18	31	0	0	-774,724	-3,183	-40,928
193	H18.10.31		25,000	0.18	31	0	0	-799,724	-3,289	-44,217
194	H18.11.30		25,000	0.18	30	0	0	-824,724	-3,286	-47,503
195	H18.12.30		24,000	0.18	30	0	0	-848,724	-3,389	-50,892
196	H19.1.31		24,000	0.18	32	0	0	-872,724	-3,720	-54,612
197	H19.2.28		23,000	0.18	28	0	0	-895,724	-3,347	-57,959
198	H19.3.31		23,000	0.18	31	0	0	-918,724	-3,803	-61,762
199	H19.4.28		23,000	0.18	28	0	0	-941,724	-3,523	-65,285
200	H19.5.31		22,000	0.18	33	0	0	-963,724	-4,257	-69,542
201	H19.7.3		22,000	0.18	33	0	0	-985,724	-4,356	-73,898
202	H19.7.31		22,000	0.18	28	0	0	-1,007,724	-3,780	-77,678

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
203	H19. 8. 31		21,000	0.18	31	0	0	-1,028,724	-4,279	-81,957
204	H19. 10. 1		21,000	0.18	31	0	0	-1,049,724	-4,368	-86,325
205	H19. 10. 31		21,000	0.18	30	0	0	-1,070,724	-4,313	-90,638
206	H19. 11. 29		20,000	0.18	29	0	0	-1,090,724	-4,253	-94,891
207	H19. 12. 31		20,000	0.18	32	0	0	-1,110,724	-4,781	-99,672
208	H20. 1. 31		20,000	0.18	31	0	0	-1,130,724	-4,703	-104,375
209	H20. 2. 29		20,000	0.18	29	0	0	-1,150,724	-4,479	-108,854
210	H20. 3. 31		19,000	0.18	31	0	0	-1,169,724	-4,873	-113,727
211	H20. 4. 30		19,000	0.18	30	0	0	-1,188,724	-4,793	-118,520
212	H20. 5. 30		18,000	0.18	30	0	0	-1,206,724	-4,871	-123,391
213	H20. 6. 30		18,000	0.18	31	0	0	-1,224,724	-5,110	-128,501
214	H20. 7. 31		18,000	0.18	31	0	0	-1,242,724	-5,186	-133,687
215	H20. 8. 30		17,000	0.18	30	0	0	-1,259,724	-5,093	-138,780
216	H20. 9. 30		17,000	0.18	31	0	0	-1,276,724	-5,334	-144,114
217	H20. 10. 31		17,000	0.18	31	0	0	-1,293,724	-5,406	-149,520
218	H20. 12. 3		17,000	0.18	33	0	0	-1,310,724	-5,832	-155,352
219	H21. 1. 4		17,000	0.18	32	0	0	-1,327,724	-5,731	-161,083
220	H21. 2. 4		16,000	0.18	31	0	0	-1,343,724	-5,638	-166,721
221	H21. 3. 3		16,000	0.18	27	0	0	-1,359,724	-4,969	-171,690
222	H21. 3. 31		16,000	0.18	28	0	0	-1,375,724	-5,215	-176,905
223	H21. 4. 30		10,000	0.18	30	0	0	-1,385,724	-5,653	-182,558
224	H21. 4. 30		5,000	0.18	0	0	0	-1,390,724	0	-182,558
225	H21. 5. 31		15,000	0.18	31	0	0	-1,405,724	-5,905	-188,463
226	H21. 6. 30		15,000	0.18	30	0	0	-1,420,724	-5,776	-194,239
227	H21. 7. 31		14,000	0.18	31	0	0	-1,434,724	-6,033	-200,272
228	H21. 9. 2		14,000	0.18	33	0	0	-1,448,724	-6,485	-206,757
229	H21. 9. 30		14,000	0.18	28	0	0	-1,462,724	-5,556	-212,313
230	H21. 10. 31		14,000	0.18	31	0	0	-1,476,724	-6,211	-218,524
231	H21. 11. 30		14,000	0.18	30	0	0	-1,490,724	-6,068	-224,592
232	H21. 12. 30		13,000	0.18	30	0	0	-1,503,724	-6,126	-230,718
233	H22. 1. 31		13,000	0.18	32	0	0	-1,516,724	-6,591	-237,309
234	H22. 2. 28		13,000	0.18	28	0	0	-1,529,724	-5,817	-243,126
235	H22. 3. 31		14,000	0.18	31	0	0	-1,543,724	-6,496	-249,622
236	H22. 4. 30		12,000	0.18	30	0	0	-1,555,724	-6,344	-255,966
237	H22. 6. 1		12,000	0.18	32	0	0	-1,567,724	-6,819	-262,785
238	H22. 6. 30		12,000	0.18	29	0	0	-1,579,724	-6,227	-269,012
239	H22. 7. 31		12,000	0.18	31	0	0	-1,591,724	-6,708	-275,720
240	H22. 8. 31		12,000	0.18	31	0	0	-1,603,724	-6,759	-282,479
241	H22. 9. 30		11,000	0.18	30	0	0	-1,614,724	-6,590	-289,069
242	H22. 10. 29		11,000	0.18	29	0	0	-1,625,724	-6,414	-295,483
243	H22. 11. 30		11,000	0.18	32	0	0	-1,636,724	-7,126	-302,609
244	H22. 12. 28		11,000	0.18	28	0	0	-1,647,724	-6,277	-308,886
245	H23. 2. 2		11,000	0.18	36	0	0	-1,658,724	-8,125	-317,011
246	H23. 2. 28		11,000	0.18	26	0	0	-1,669,724	-5,907	-322,918
247	H23. 3. 31		10,000	0.18	31	0	0	-1,679,724	-7,090	-330,008
248	H23. 4. 30		10,000	0.18	30	0	0	-1,689,724	-6,902	-336,910
249	H23. 6. 1		10,000	0.18	32	0	0	-1,699,724	-7,407	-344,317
250	H23. 6. 30		10,000	0.18	29	0	0	-1,709,724	-6,752	-351,069
251	H23. 8. 1		10,000	0.18	32	0	0	-1,719,724	-7,494	-358,563
252	H23. 8. 31		10,000	0.18	30	0	0	-1,729,724	-7,067	-365,630
253	H23. 10. 1		9,000	0.18	31	0	0	-1,738,724	-7,345	-372,975
254	H23. 10. 31		9,000	0.18	30	0	0	-1,747,724	-7,145	-380,120

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
255	H23. 12. 1		9,000	0.18	31	0	0	-1,756,724	-7,421	-387,541
256	H24. 1. 4		9,000	0.18	34	0	0	-1,765,724	-8,179	-395,720
257	H24. 2. 2		9,000	0.18	29	0	0	-1,774,724	-6,995	-402,715
258	H24. 3. 1		9,000	0.18	28	0	0	-1,783,724	-6,788	-409,503
259	H24. 4. 2		8,000	0.18	32	0	0	-1,791,724	-7,797	-417,300
260	H24. 4. 29		8,000	0.18	27	0	0	-1,799,724	-6,608	-423,908
261	H24. 6. 1		8,000	0.18	33	0	0	-1,807,724	-8,113	-432,021
262	H24. 6. 30		8,000	0.18	29	0	0	-1,815,724	-7,161	-439,182
263	H24. 7. 31		8,000	0.18	31	0	0	-1,823,724	-7,689	-446,871
264	H24. 9. 1		8,000	0.18	32	0	0	-1,831,724	-7,972	-454,843
265	H24. 10. 1		8,000	0.18	30	0	0	-1,839,724	-7,507	-462,350
266	H24. 10. 31		7,000	0.18	30	0	0	-1,846,724	-7,539	-469,889
267	H24. 11. 30		7,000	0.18	30	0	0	-1,853,724	-7,568	-477,457
268	H24. 12. 30		7,000	0.18	30	0	0	-1,860,724	-7,597	-485,054
269	H25. 1. 31		7,000	0.18	32	0	0	-1,867,724	-8,155	-493,209
270	H25. 3. 1		8,000	0.18	29	0	0	-1,875,724	-7,419	-500,628
271	H25. 3. 30		7,000	0.18	29	0	0	-1,882,724	-7,451	-508,079
272	H25. 4. 29		7,000	0.18	30	0	0	-1,889,724	-7,737	-515,816
273	H25. 5. 30		7,000	0.18	31	0	0	-1,896,724	-8,024	-523,840
274	H25. 7. 1		6,000	0.18	32	0	0	-1,902,724	-8,314	-532,154
275	H25. 7. 30		6,000	0.18	29	0	0	-1,908,724	-7,558	-539,712
276	H25. 8. 31		6,000	0.18	32	0	0	-1,914,724	-8,367	-548,079
277	H25. 9. 30		7,000	0.18	30	0	0	-1,921,724	-7,868	-555,947
278	H25. 10. 30		6,000	0.18	30	0	0	-1,927,724	-7,897	-563,844
279	H25. 11. 29		6,000	0.18	30	0	0	-1,933,724	-7,922	-571,766
280	H25. 12. 29		6,000	0.18	30	0	0	-1,939,724	-7,946	-579,712
281	H26. 1. 31		6,000	0.18	33	0	0	-1,945,724	-8,768	-588,480
282	H26. 3. 1		6,000	0.18	29	0	0	-1,951,724	-7,729	-596,209
283	H26. 3. 29		5,000	0.18	28	0	0	-1,956,724	-7,486	-603,695
284	H26. 4. 28		5,000	0.18	30	0	0	-1,961,724	-8,041	-611,736
285	H26. 5. 30		5,000	0.18	32	0	0	-1,966,724	-8,599	-620,335
286	H26. 6. 30		5,000	0.18	31	0	0	-1,971,724	-8,351	-628,686
287	H26. 7. 30		5,000	0.18	30	0	0	-1,976,724	-8,102	-636,788
288	H26. 8. 30		6,000	0.18	31	0	0	-1,982,724	-8,394	-645,182
289	H26. 9. 29		5,000	0.18	30	0	0	-1,987,724	-8,148	-653,330
290	H26. 10. 30		5,000	0.18	31	0	0	-1,992,724	-8,441	-661,771
291	H26. 11. 29		5,000	0.18	30	0	0	-1,997,724	-8,189	-669,960
292	H26. 12. 29		5,000	0.18	30	0	0	-2,002,724	-8,209	-678,169
293	H27. 1. 29		5,000	0.18	31	0	0	-2,007,724	-8,504	-686,673
294	H27. 2. 28		4,000	0.18	30	0	0	-2,011,724	-8,250	-694,923
295	H27. 3. 30		4,000	0.18	30	0	0	-2,015,724	-8,267	-703,190
296	H27. 4. 28		4,000	0.18	29	0	0	-2,019,724	-8,007	-711,197
297	H27. 5. 29		4,000	0.18	31	0	0	-2,023,724	-8,576	-719,773
298	H27. 6. 29		4,000	0.18	31	0	0	-2,027,724	-8,593	-728,366
299	H27. 7. 30		4,000	0.18	31	0	0	-2,031,724	-8,610	-736,976
300	H27. 8. 28		4,000	0.18	29	0	0	-2,035,724	-8,071	-745,047
301	H27. 9. 28		4,000	0.18	31	0	0	-2,039,724	-8,644	-753,691
302	H27. 10. 30		4,000	0.18	32	0	0	-2,043,724	-8,941	-762,632
303	H27. 11. 30		4,000	0.18	31	0	0	-2,047,724	-8,678	-771,310
304	H27. 12. 26		4,000	0.18	26	0	0	-2,051,724	-7,293	-778,603
305	H28. 1. 29		4,000	0.18	34	0	0	-2,055,724	-9,533	-788,136
306	H28. 2. 29		4,000	0.18	31	0	0	-2,059,724	-8,705	-796,841

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
307	H28. 3. 31		3,000	0.18	31	0	0	-2,062,724	-8,722	-805,563
308	H28. 4. 27		3,000	0.18	27	0	0	-2,065,724	-7,608	-813,171
309	H28. 5. 28		3,000	0.18	31	0	0	-2,068,724	-8,748	-821,919
310	H28. 6. 29		3,000	0.18	32	0	0	-2,071,724	-9,043	-830,962
311	H28. 7. 28		3,000	0.18	29	0	0	-2,074,724	-8,207	-839,169
312	H28. 8. 30		3,000	0.18	33	0	0	-2,077,724	-9,353	-848,522
313	H28. 9. 29		3,000	0.18	30	0	0	-2,080,724	-8,515	-857,037
314	H28. 10. 29		3,000	0.18	30	0	0	-2,083,724	-8,527	-865,564
315	H28. 11. 29		3,000	0.18	31	0	0	-2,086,724	-8,824	-874,388
316	H28. 12. 28		3,000	0.18	29	0	0	-2,089,724	-8,267	-882,655
317	H29. 1. 28		3,000	0.18	31	0	0	-2,092,724	-8,871	-891,526
318	H29. 2. 27		3,000	0.18	30	0	0	-2,095,724	-8,600	-900,126
319	H29. 3. 30		3,000	0.18	31	0	0	-2,098,724	-8,899	-909,025
320	H29. 4. 28		3,000	0.18	29	0	0	-2,101,724	-8,337	-917,362
321	H29. 5. 29		3,000	0.18	31	0	0	-2,104,724	-8,925	-926,287
322	H29. 6. 29		3,000	0.18	31	0	0	-2,107,724	-8,937	-935,224
323	H29. 7. 28		3,000	0.18	29	0	0	-2,110,724	-8,373	-943,597
324	H29. 8. 29		3,000	0.18	32	0	0	-2,113,724	-9,252	-952,849
325	H29. 9. 29		3,000	0.18	31	0	0	-2,116,724	-8,976	-961,825
326	H29. 10. 28		3,000	0.18	29	0	0	-2,119,724	-8,408	-970,233
327	H29. 11. 28		3,000	0.18	31	0	0	-2,122,724	-9,001	-979,234
328	H29. 12. 28		3,000	0.18	30	0	0	-2,125,724	-8,723	-987,957
329	H30. 1. 29		3,000	0.18	32	0	0	-2,128,724	-9,318	-997,275
330	H30. 2. 27		3,000	0.18	29	0	0	-2,131,724	-8,456	-1,005,731
331	H30. 3. 29		3,000	0.18	30	0	0	-2,134,724	-8,760	-1,014,491
332	H30. 4. 27		3,000	0.18	29	0	0	-2,137,724	-8,480	-1,022,971
333	H30. 5. 30		3,000	0.18	33	0	0	-2,140,724	-9,663	-1,032,634
334	H30. 6. 29		3,000	0.18	30	0	0	-2,143,724	-8,797	-1,041,431
335	H30. 7. 28		3,000	0.18	29	0	0	-2,146,724	-8,516	-1,049,947
336	H30. 8. 29		3,000	0.18	32	0	0	-2,149,724	-9,410	-1,059,357
337	H30. 9. 28		3,000	0.18	30	0	0	-2,152,724	-8,834	-1,068,191
338	H30. 10. 29		3,000	0.18	31	0	0	-2,155,724	-9,141	-1,077,332
339	H30. 11. 29		3,000	0.18	31	0	0	-2,158,724	-9,154	-1,086,486
340	H30. 12. 29		3,000	0.18	30	0	0	-2,161,724	-8,871	-1,095,357
341	H31. 1. 29		3,000	0.18	31	0	0	-2,164,724	-9,179	-1,104,536
342	H31. 2. 28		3,000	0.18	30	0	0	-2,167,724	-8,896	-1,113,432
343	H31. 3. 30		3,000	0.18	30	0	0	-2,170,724	-8,908	-1,122,340
344	H31. 4. 29		1,388	0.18	30	0	0	-2,172,112	-8,920	-1,131,260
345			0.18	0	0	0	0	0	0	0
346			0.18	0	0	0	0	0	0	0

これは正本である。

令和 2 年 1 2 月 2 日

東京地方裁判所立川支部民事第 3 部

裁判所書記官 志 儀 道 子

